

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）

（民間都市開発推進機構が参加し、又は資金の融通を行うことができる民間都市開発事業の施行される地域に関する要件）

第三条 法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 次に掲げる区域以外の区域

イ 昭和六十二年八月一日における東京都の特別区の存する区域及び大阪市の区域

ロ 昭和六十二年八月一日において首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令

（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域

二 次に掲げる地域のいずれかの地域

イ 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域

ロ 都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域に限る。）

ハ 港湾法第二条第三項に規定する港湾区域

ニ 港湾法第二条第四項に規定する臨港地区

附 則

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例等）

第一条の三 平成二十一年三月三十一日までの間は、法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地の計画的な再開発に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当する事業に係るものに限る。）とする。

2 前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2 この法律において「民間都市開発事業」とは、民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものであつて、政令で定める要件に該当するもの

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設のうち政令で定めるものの整備に関する事業であつて、同法第五十九条第四項の認可を受けたもの

（機構の業務）

第四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 特定民間都市開発事業（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）について、当該事業の施行に要する費用の一部（同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（以下この条において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）を負担して、当該事業に参加すること。

二 特定民間都市開発事業を施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用）に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行うこと。

三 六（略）

2 機構は、前項第二号に掲げる業務については、株式会社日本政策投資銀行及び沖繩振興開発金融公庫（以下「株式会社日本政策投資銀行等」という。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 機構は、株式会社日本政策投資銀行等に対し、前項第二号の融通に必要な資金を寄託すること。

二 株式会社日本政策投資銀行等は、機構が推薦した特定民間都市開発事業を施行する者に対し、前項第二号に規定する費用に充てるための資金の貸付けを行うこと。

三 利息その他の第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項

四 その他国土交通省令で定める事項
3（略）

○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）（抄）

(法第一条第三項に規定する政令で定める区域)
 第一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項に規定する政令で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

別表

市名	区域
名古屋市	千種区 猪高町の区域を除く区域 東区 全域 北区 西区との区界線と都市計画街路中小田井味鈍線との交差点から順次同中小田井味鈍線、県道名古屋小牧線及び新地蔵寺川右岸線を経て春日井市との境界線に至る線以北の区域を除く区域 西区 山田町の区域を除く区域 中村区 全域 中区 全域 昭和区 天白町、一つ山、久方一丁目、久方二丁目、山郷町、大根町、高坂町及び御前場町の区域を除く区域 瑞穂区 全域 熱田区 全域 中川区 富田町及び七反田町の区域を除く区域 港区 南陽町の区域を除く区域 南区 全域 守山区 春日井市との境界線と日本国有鉄道中央本線との交差点を起点とし、順次同中央本線、都市計画街路山の手通線、同小幡西山線、千種区との区界線、東区との区界線、北区との区界線及び春日井市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域 緑区 南区との区界線と都市計画街路天白橋公園線との交差点を起点とし、順次同天白橋公園線、同彌富鳴海線、同星崎白土線、同鳴子団地大高線、国道一号線及び南区との区界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
備考	この表に掲げる区域は、昭和四十五年三月一日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によつて表示されたものとする。